

## III 減価償却に関する改正

### 1 減価償却資産の償却の方法の見直し

#### 〔制度の概要〕

#### (1) 減価償却資産の償却の方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産（リース資産にあつては、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結された所有権移転外リース取引の契約に係るもの）の償却限度額の計算上選定をすることができる償却の方法は、次表の資産の区分に応じ、それぞれ次表のとおりとされています（旧法令 48 の 2①）。

資産の区分	選定をすることができる償却の方法
建物(注1)	定額法
建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注1)	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産(注2)	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産(注2)及び生物	定額法
鉱業権	定額法又は生産高比例法
リース資産	リース期間定額法

(注1) 建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品からは、鉱業用減価償却資産(注2)及びリース資産を除きます。

(注2) 鉱業用減価償却資産及び無形固定資産からは、鉱業権及びリース資産を除きます。以下同じです。

#### (2) 減価償却資産の特別な償却の方法

法人は、その有する減価償却資産（リース資産等を除きます。）の償却限度額をその資産の区分に応じて定められている償却の方法に代えその償却の方法以外の償却の方法により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認を受けた償却の方法を選定することができることとされています（旧法令 48 の 4①）。

#### (3) 減価償却資産の償却の方法の選定

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産（以下「旧償却方法適用資産」といいます。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合において、同年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産（以下「新償却方法適用資産」といいます。）で、同年 3 月 31 日以前に取得をされるとしたならばその旧償却方法適用資産と同一の区分（設備の種類その他一定の区分をいいます。）に属するものにつき「減価償却資産の償却方法の届出」をしていないときは、その新償却方法適用資産については、その旧償却方法適用資産につき選定した次の償却の方法の区分に応じた償却の方法を選定したものとみなされます（旧法令 51③）。

① 旧定額法 定額法

② 旧定率法 定率法

③ 旧生産高比例法 生産高比例法

#### (4) 減価償却資産の法定償却方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注)については、定率法が法定償却方法とされています（旧法令 53 ニイ）。

(注) 上記(1) (注1) と同じです。

## (5) 資本的支出の取得価額の特例

イ 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

法人の事業年度の前事業年度に資本的支出がある場合において、その資本的支出の対象となった減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）及びその資本的支出により新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）についてそのよるべき償却の方法として定率法を採用しているときは、その事業年度開始の時において、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令 55④）。

ロ 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

法人の事業年度の前事業年度に資本的支出がある場合において、その追加償却資産について、そのよるべき償却の方法として定率法を採用し、かつ、上記(5)イの適用を受けないときは、その事業年度開始の時において、その適用を受けない追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするもののその開始の時における帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令 55⑤）。

### 〔改正の内容〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物<sup>(注)</sup>並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法が廃止されました（法令 48 の 2 ①一三）。

改正前後の選定をすることができる償却の方法及びその適用関係は、次表のとおりです。

資 産 の 区 分		選定をすることができる償却の方法	
		改 正 前	改 正 後
建物 <sup>(注)</sup>		定額法	定額法
建物附属設備及び構築物 <sup>(注)</sup>		定額法又は定率法	定額法
機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品 <sup>(注)</sup>		定額法又は定率法	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産	建物、建物附属設備及び構築物	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
	上記以外	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産及び生物		定額法	定額法
鉱業権		定額法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
リース資産		リース期間定額法	リース期間定額法

(注) 【制度の概要】の(1) (注1) と同じです。

これに伴い、次の措置が講じられています。

#### (1) 減価償却資産の特別な償却の方法

【制度の概要】の(2)の特別な償却の方法を選定することができる減価償却資産から、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物<sup>(注)</sup>が除かれました。また、鉱業用減価償却資産のうち同日以後に取得をされた建物、建物附属設備及び構築物については、定率法その他これに準ずる方法以外の償却の方法の中から特別な償却の方法を選定することとされました（法令 48 の 4 ①）。

(注) 【制度の概要】の(1) (注1) と同じです。

## (2) 減価償却資産の償却の方法の選定

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物については、新たな減価償却資産の区分として、確定申告書等の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の届出」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされました（法令 51①②）。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされたこれらの減価償却資産については、〔制度の概要〕の(3)により選定したものとみなされる償却の方法から定率法が除かれました（法令 51③）。

また、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得をされたこれらの減価償却資産（以下「旧選定対象資産」といいます。）につき既によるべき償却の方法として定額法を選定している場合において、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされたこれらの減価償却資産（以下「新選定対象資産」といいます。）で、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得をされるとしたならばその旧選定対象資産と同一の区分に属するものにつき「減価償却資産の償却方法の届出」をしていないときは、その新選定対象資産については、定額法を選定したものとみなすこととされました（法令 51④）。

## (3) 減価償却資産の法定償却方法

〔制度の概要〕の(4)の定率法が法定償却方法とされる減価償却資産から、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物(注)が除かれました（法令 53 二）。

(注) 〔制度の概要〕の(1)（注 1）と同じです。

## (4) 資本的支出の取得価額の特例

平成 28 年 3 月 31 日の属する事業年度の同日以前の期間内に資本的支出がある場合において、〔制度の概要〕の(5)によりその事業年度の翌事業年度開始の時に新たに取得したものとされる減価償却資産（建物附属設備及び構築物(注)並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る部分に限ります。）については、同日以前に取得をされた資産に該当するものとして定率法により償却することとされました（改正法令附則 6 ③）。

(注) 〔制度の概要〕の(1)（注 1）と同じです。

## (5) 償却の方法の変更手続

平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき選定した償却の方法を変更しようとする場合において、その事業年度の確定申告書の提出期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由など一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書の提出をもって償却の方法の変更の承認があったものとみなすこととされました（改正法令附則 6 ②、11）。

### 〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産に係る〔改正の内容〕は、同日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用され、同日前に終了した事業年度の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます（改正法令附則 6 ①）。

## 2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備

### 〔制度の概要〕

中小企業者等(注1)が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、その中小企業者等の事業の用に供した少額減価償却資産(注2)を有する場合において、その少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につきその中小企業者等の事業の用に供し

た日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入することとされています。この場合において、その中小企業者等のその事業年度における少額減価償却資産(注2)の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産(注2)の取得価額の合計額が限度とされています(旧措法67の5①)。

(注1) 中小企業者等とは、中小企業者(次のイ及びロの法人をいいます。)又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます(措法42の4②④四五、措令27の4⑤)。以下同じです。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

(イ) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(\*)の所有に属している法人

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(\*)の所有に属している法人

(\*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 少額減価償却資産とは、取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものをいいます(旧措法67の5①、旧措令39の28)。以下同じです。

## 〔改正の内容〕

### (1) 対象法人の改正

対象となる中小企業者等について、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定されました(措令39の28①)。

### (2) 適用期限の延長

適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法67の5①)。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の102の2①)。

## 〔適用時期〕

平成28年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得又は製作若しくは建設をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます(改正法附則101、124)。

## 3 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却(旧措法42の5⑥、68の10⑥、改正法附則86①、107①)	○ 風力発電設備について、即時償却の措置が廃止されました。	平28.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(措法42の5①、68の10①、措令27の5①、旧措規20の2、22の24、改正法附則86、107、平23財)	○ 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しが行われました。	平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについて

改正事項	改正の内容	適用時期等									
務省告示第219号、平28財務省告示第103号)  (措法42の5①、68の10①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	は、従来どおり適用されます。  —									
<b>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却等</b> (旧措法42の10①一イ、68の14①、旧措令27の10③、旧措規20の5④、改正法附則88①、109①)  (措法42の10①、68の14①)	○ 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品について、即時償却の措置が廃止されました。  ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	平28.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されま す。  —									
<b>(3) 国際戦略総合特別区 域において機械等を取 得した場合の特別償却</b> (措法42の11①、68の14の2①、改正法附則89①、110①)  (措法42の11①、68の14の2①)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="491 875 1157 1039"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び開発研究用器具備品</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>  ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	区 分	改正前	改正後	機械装置及び開発研究用器具備品	50%	40%	建物等及び構築物	25%	20%	平28.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした特定機械装置等については、従来どおり適用されま す。  —
区 分	改正前	改正後									
機械装置及び開発研究用器具備品	50%	40%									
建物等及び構築物	25%	20%									
<b>(4) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取 得した場合の特別償却</b> (措令27の12の3①六、旧措令27の12の3①六九)	○ 認定経営革新等支援機関に準ずるものについて、都道府県農業会議を除外し、農業協同組合中央会を存続中央会とする規定の整備が行われました。	—									
<b>(5) 生産性向上設備等を取 得した場合の特別償 却</b> (旧措法42の12の5、68の15の6、旧措令27の12の5、39の47、旧措規20の10、改正法附則91、114)	○ 本制度は適用期限をもって廃止されました。なお、適用期限は次のとおりです。 イ 即時償却の措置 平成28年3月31日  ロ イ以外の措置 平成29年3月31日	平28.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されま す。  平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されま す。									
<b>(6) 特定設備等の特別償 却</b> (昭48大蔵省告示第69号、平28財務省告示第104号)	○ 公害防止用設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機が除外されました。	平28.4.1から適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されま す。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(昭48大蔵省告示第69号、平28財務省告示第104号)	ロ 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。	—
<b>(7) 特定農産加工品生産設備の特別償却</b> (旧措法44の4、68の25、旧措令28の7、39の54、旧措規20の14、22の33、改正法附則92①、115①)	○ 本制度は廃止されました。	平28.4.1前に取得等をした特定農産加工品生産設備については、従来どおり適用されます。
<b>(8) 特定地域における電気通信設備の特別償却</b> (措法44の5①、68の26①、措令28の8、39の55、改正法附則1十六、92②、115②)  (措法44の5①、68の26①)  (旧措法44の5②、68の26②、旧措規20の15③、22の34、改正法附則92③、115③)	○ 特定信頼性向上設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特定通信・放送開発事業実施円滑法の地域特定電気通信設備供用事業に関する実施計画に係る措置とされました。  ロ 適用期限が平成30年3月31日まで1年10月延長されました。  ○ 災害対策用基幹放送設備等に係る措置が廃止されました。	国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑法の一部を改正する等の法律(平成28年法律第32号)の施行の日(平28.5.31までの間において政令で定める日)以後に取得等をする特定電気通信設備について適用され、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備については、従来どおり適用されます。  —  平28.4.1前に取得等をした災害対策用基幹放送設備等については、従来どおり適用されます。
<b>(9) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却</b> (措法46①、68の31①、措令29①、39の60①、改正法附則92④～⑥、115④～⑥、改正措令附則17①、30①)	○ 対象資産について、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定されました。	平28.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における「障害者が労働に従事する事務所にある資産」に該当しないものについては本制度が適用され、その特別償却限度額は、その事業年度開始の日から平28.3.31までの期間

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(措法61の3④、64⑥、65の7⑦、67の4⑫、68の65④、68の70⑤、68の78⑦、68の102⑬、震災特例法19⑥、27⑥、改正法附則96、97①④、100、119、120①④、123、142②、148②)</p> <p>(措法46①、68の31①)</p>	<p>○ 圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>の月数で按分した額によることとされています。</p> <p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(10) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却 (措法47①、68の34①、改正法附則92⑦⑧、115⑦⑧)</p> <p>(措法47①、68の34①)</p>	<p>○ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="491 723 1161 891"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数が35年未満のもの</td> <td>14%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>耐用年数が35年以上のもの</td> <td>20%</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	14%	10%	耐用年数が35年以上のもの	20%	14%	<p>平28.4.1以後に取得等をするサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	14%	10%									
耐用年数が35年以上のもの	20%	14%									
<p>(11) 倉庫用建物等の割増償却 (措法48①、68の36①、改正法附則1十五、92⑨⑩、115⑨⑩)</p> <p>(措令29の6②、39の65②、改正措令附則1六、17③、30③)</p> <p>(措法48①、68の36①)</p>	<p>○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象から、貸付けの用に供するものが除外されました。</p> <p>ロ 対象となる倉庫用建物等の要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平28.4.28現在審議中)の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による認定又は確認を受けた法人が平29.3.31以前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>									